

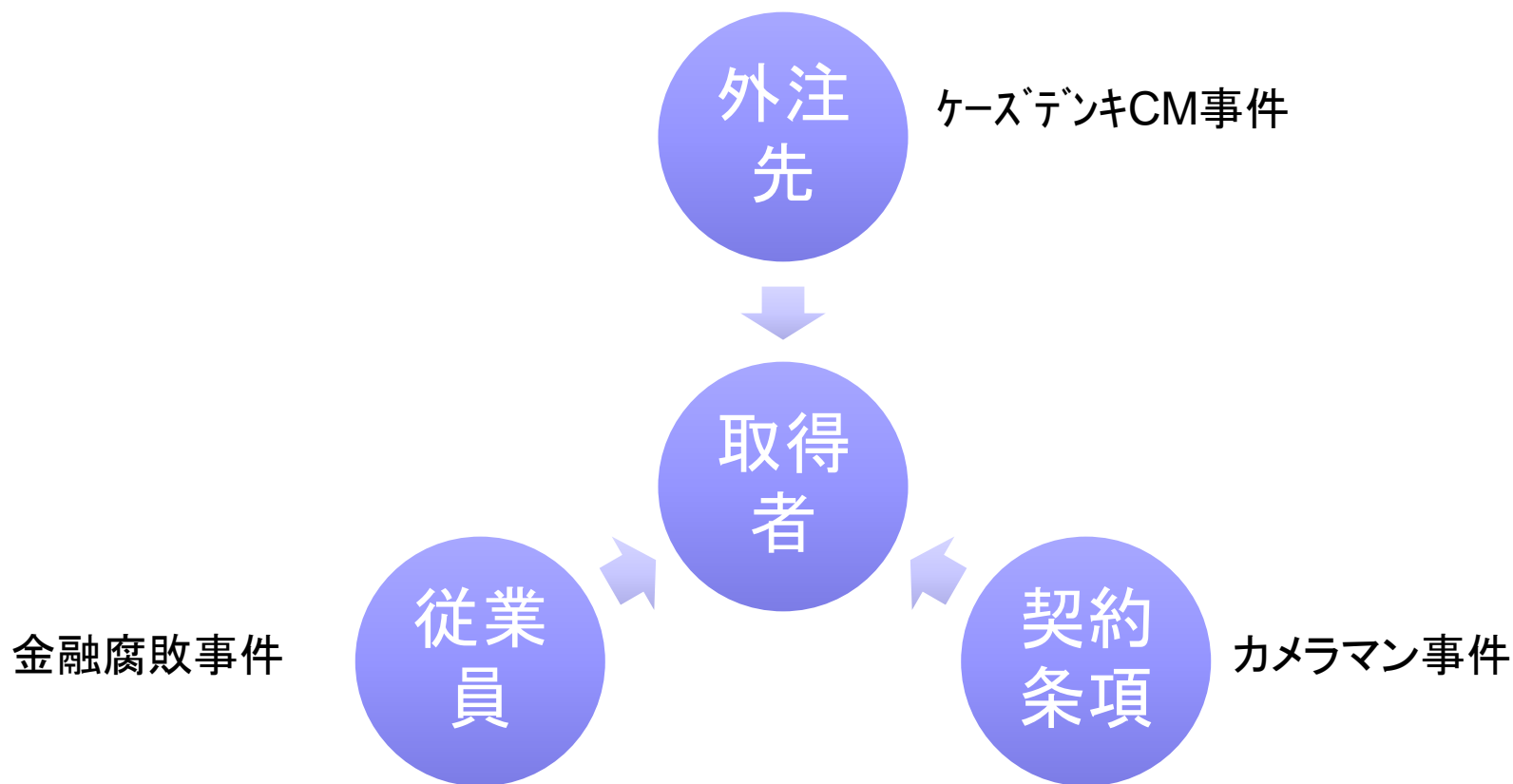
著作権侵害の事例とその 対策について

JRRC第6回著作権セミナー

2015年2月20日

インフォテック法律事務所
弁護士 山本 隆 司

著作物を取得する際の紛争事例



1. 外注による著作物の取得

- 発注者が著作者・著作権者か
…ケーズデンキCM事件
- 約定がなくても、著作権は譲渡されるか
…ジャズ歌手事件
- 著作権譲渡の合意があれば、翻案権・翻案
利用権も譲渡されるか
…ひこにゃん事件
- 著作権譲渡後に、法律改正で著作者に与え
られた権利も譲渡されるか
…送信可能化権事件

ケースデンキCM事件・知財高判H24.10.25

■ 事案

ケースデンキ等(K)は電通(D)にTVCMの制作を委託し、Dはその元社員Bに企画実行を委託した。Bは、Xに当該CMの制作作業・予算管理をさせた。XはDにCM原版を納入したが、Dは第三者(Y)にCM完成版プリントを作成(複製)させた。Xが当該複製がXの保有する著作権の侵害にあたるとしてYを相手に提訴した(請求棄却)。

■ 判旨

① CMは映画の著作物 ←映画類似の視聴覚的効果

② 著作者はB ←全体的形成に創作的に寄与

③ 著作権者(映画製作者)はK ←製作に発意と責任

…「約3000万円の制作費を支払っているのみならず、別途多額の出演料等も支払っていること、同広告映像により、期待した広告効果を得られるか否かについてのリスクは、専ら、製作者たる広告主において負担」

著作権は発注者に帰属するか

- 著作権は著作者(請負人)に原始的に帰属する(17 I)
 - 「譲渡」があれば発注者に帰属する。
- ただし、映画の著作権は映画製作者(発注者)に原始的に帰属する(29 I)
 - ① 「著作者」 ← 著作物を創作するもの(2 I ②)
 - ② 「映画」 ← 連続映像(エニックス事件・東京高裁H13.3.27)
 - ③ 映画の「著作者」 ← 全体的形成に創作的に寄与(16)
 - ④ 「映画製作者」 ← 製作に発意と責任(2 I ⑩)・・・ケースデンキCM事件

ジャズ歌手事件・知財高判H26. 4. 18

■ 事案

ジャズ歌手Xがレコード会社Yに、Xの実演の録音とCDの製作を委託し、費用全額を負担した。Xは、Yに対して、レコード製作者の著作隣接権の保有確認、マスターの引渡しなどを求めて提訴した(請求認容)。

■ 判旨

「控訴人の主張内容に照らすと、この370万円については、その名目はともかく、実質的には本件CDの製作費に充てられるものとして授受されたと認めるのが相当であり、控訴人と被控訴人との間に、レコード製作者の権利を製作費の負担者と異なる者に帰属させるなどの合意の存在が認められない限り、**製作費の負担者**である被控訴人が、レコード製作者の権利を取得することとなる。」

著作権は約定がなくても発注者に譲渡されるか

- 著作権は、譲渡できる(61I)
→譲渡の合意がない限り、発注者に移転しない
- 黙示の譲渡も認められる
 - 全費用の支払い・・・ジャズ歌手事件
 - 使用料とは考えられないほど高額な支払い

ひこにゃん事件・大阪高決H23.3.31

■ 事案

彦根市Xは、Yのイラストした本件キャラクターの著作権の譲渡を受けた。Yが本件キャラクターを文具・菓子等に商品化ライセンスした。Xは、著作権(複製権・翻案権)に基づきその差止めの仮処分を申し立てた(認容)。

■ 判旨

「本件契約書においては、Xが立体物については自由に作成・使用することができることが示されているといえる。したがって、本件各イラストに基づいて立体物を作成することは、これが原著作物の変形による**二次的著作物の創作**と評価されるものであったとしても、このようなことをなし得る権利(翻案権)は、本件契約によりXに譲渡されたものと認めるのが相当である。この限度で、著作権法61条2項の推定を覆す事情があるといえることができる。」

著作物の改変利用

■ 著作物の改変利用に対する権利

- ① 二次的著作物の作成・・・翻案権(27)・同一性保持権(20)
- ② 二次的著作物の利用・・・翻案利用権(28)

■ 翻案権・翻案利用権の処分

- 譲渡の目的に「特掲」なければ、非譲渡と推定(61II)。
- 当事者の譲渡意思を示す事実があれば、推定は覆される・・・ひこにゃん事件

■ 同一性保持権の処分

- 一身専属権(59) →譲渡・放棄できない
- 同一性保持権: 著作者の「意に反して」改変されない権利
- 映画以外では、翻案権の譲渡は改変の同意を含む。

送信可能化権事件・東京地判H19.1.19

■ 事案

Xは、Yに、本件アーティストの音楽実演について著作隣接権を譲渡した。ところが、その後、著作権法が改正され、レコード製作者に送信可能化権が創設された。Yが音源を配信したところ、Xは、送信可能化権保有の確認を求めて訴えを提起した(請求棄却)。

■ 判旨

「本件各契約における権利譲渡条項については、当該条項の文言自体及び本件各契約書中の他の条項のほか、契約当時の社会的な背景事情の下で、当事者の達しようとした経済的又は社会的目的及び業界における慣習等を総合的に考慮して、当事者の意思を探求し解釈すべきものである。」

「以上のとおり、① 本件各契約には、原盤に関しXの有する『一切の権利』を『何らの制限なく独占的に』譲渡する旨の規定があること、② それにより、Yにおいて原盤に対する自由でかつ独占的な利用が可能となったこと、③ そこでは著作隣接権の内容が個々に問題にはならず、原盤に対する自由でかつ独占的な利用を可能ならしめるための一切の権利が問題になっていること、④ 他方、Xは、レコード会社から収益を印税の形で受け取り、レコード製作者の権利の譲渡の対価を収受することができること、⑤ このような関係は、音楽業界において長年にわたる慣行として確立していること、これらの事情を総合的に考慮すれば、本件各契約により、原盤に関してXの有する一切の権利が何らの制約なくYに譲渡されたものと解される。」

2. 従業員からの著作物の取得

- 会社(上司)からの指示なく自発的に作成した場合でも、職務著作になるか・・・**金融腐敗事件**
- 従業員ではなく受託者が作成した場合でも、職務著作になるか・・・**四谷大塚事件**
- 勤務時間外に自宅で作成した場合でも、職務著作になるか・・・**New増田足事件**
- 公表しなくても、職務著作となるか・・・**新潟鉄工事件**
- 会社ではなく第三者の名義で発行しても、職務著作になるか・・・**漢字能力検定事件**

職務著作の制度

■ 職務著作の効果

職務著作物に対する著作権・著作者人格権は、使用者が原始的に取得する(15)

■ 職務著作の要件(プログラムを除く)

「法人等の発意に基づき^①その法人等の業務に従事する者^②が職務上作成^③する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表^④するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない^⑤限り、その法人等とする。」

金融腐敗事件・東京地判H26.9.12

■ 事案

Xが出版した書籍を執筆した元社員Cが、自己の著作物として出版社Yに復刻版の出版を許諾した。Xは、Yを著作権侵害で訴えた(請求認容)。

■ 判旨

「**法人...の発意**」の要件を満たすためには、**著作物の作成の意思が直接又は間接に使用者の判断にかかっていたらよく**、著作物作成に至る経緯、業務従事者の職務、作成された著作物の内容や性質、両者の関連性の程度等を総合考慮して、**従業者が職務を遂行するために著作物を作成することが必要であることを想定していたか、想定し得たときは**、上記要件を満たすと解するのが相当である。」

「**職務上作成**」とは、業務に従事する者の**職務上**、著作物を作成することが**予定又は予期される行為も含まれる**と解され、これに該当するか否かは、法人等の業務の内容、著作物を作成する者が従事する業務の種類や内容、著作物の種類や内容、著作物作成が行われた時間と場所等を総合して判断すべきである。」

四谷大塚教室事件・東京地判H8.9.27

■ 事案

Xは、専属契約を結ぶ専門家と雇用契約を結ぶ講師に、本件教材を作成させ、販売していた。Yは、これを複製した教材を販売した。そこで、Xは、Yを著作権侵害で訴えた(請求認容)。

■ 判旨

「著作権法15条...にいう『**法人等の業務に従事する者**』とは、**法人と雇用契約にある者ばかりでなく**、**法人と被用者との間に著作物の作成に関する指揮命令関係**があり、法人に当該著作権全体を原始的に帰属させることを当然の前提としているような関係にあると認められる場合をも含むものと解するのが相当である。」

RGBアドベンチャー事件・最判H15.4.11

■ 事案

デザイナーXが、アニメーション技術の習得のため、観光ビザで入国し、Yにおいて、給料・住居の支給を受けて、本件アニメーションの製作に参加した。Xが著作権等に基づき訴えた。Yが職務著作を主張したが、原審はXをYの従業員とは認めなかったが、最高裁は、原判決を破棄して事件を差し戻した。

■ 判旨

「雇用関係の存否が争われた場合には、同項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である。」

「原審は、被上告人の在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として、上記の具体的事情を考慮することなく、また、被上告人が上告人のオフィスでした作業について、上告人がその作業内容、方法等について指揮監督をしていたかどうかを確定することなく、直ちに3回目の来日前における雇用関係の存在を否定したのである。そうすると、原判決には、著作権法15条1項にいう「法人等の業務に従事する者」の解釈適用を誤った違法がある」

NEW増田足事件・東京地判H23.1.28

■ 事案

Xの本件プログラムは、YがX在職中に作成したものである。Yがこれに類似するプログラムを作成販売したので、Xが著作権侵害でYを訴えた（請求認容）。

■ 判旨

Yが自宅で作成しても「**職務上の作成**」に当たる

・・・「被告A1が勤務時間外に自宅で原告プログラムの作成を行った事実があり、それが原告プログラムの相当部分に及ぶものであったとしても、そのことによって当然に、原告プログラムの作成が原告の職務として行われたことが否定されることにはならず、むしろ、・・・の各事情に照らせば、なお原告プログラムが職務上作成されたものであることが左右されるものではないというべきである。」

新潟鉄工事件・東京高判S60.12.4

■ 事案

Xは、従業員Yに本件プログラムを開発させ、使用していた。Yが退職後本件プログラムを販売し始めた。Yは、そのコピーの持ち出しについて業務上横領で訴追された。

■ 判旨

「同条の「その法人等が自己の**著作の名義**の下に公表するもの」には、公表は予定されていないが、仮に公表されるとすれば**法人等の名義**で公表されるものも含まれると解するのが、...相当」

漢字能力検定問題集事件・大阪地判H24.2.16

■ 事案

日本漢字検定は、もともとYが実施していたが、のちにXを設立して移管した。Xが本件検定対策問題集を編集したが、発行に際してYを編者として奥付に記載した。Yがその著作権の保有を主張したので、Xが著作権保有の確認を求めて提訴した(請求認容)。

■ 判旨

「著作権法15条1項の、「法人等が自己の**著作の名義の下に公表**するもの」とは、その文言からして、**結果として「法人等の名義で公表されたもの」**ではなく、**創作の時点において「法人等の名義で公表することが予定されていたもの」**と解釈するのが相当である。そして、...本件では、原告の発意により、原告の従業員が本件対策問題集の編集著作を行ったものであるから、本件対策問題集は、創作の時点において、原告が、その編集著作物を利用、処分する権利を有しており、その名義により公表することが予定されていたといえることができる(...)。」

3. 契約条項の限界

カメラマン事件・知財高判H26.4.23

■ 事案

フリーカメラマンXは、Yの委託を受け、DVD用の本件動画を撮影し、Yに納入しその著作権を譲渡した。しかし、Xは、本件動画撮影の際にアングルを変えて撮影した別の動画を第三者のサイトを利用して、公衆送信した。Yは、契約違反を主張して契約を解除した。そこで、XがYをDVD販売について著作権侵害で提訴した。Yは、特約に基づいて、著作権を保持しつつ、委託代金の返還を求める反訴を提起した。

■ 判旨

- ① アングルを変えた別動画は中間生成物であり、著作権はYに帰属する
- ② Yが著作権を保持する以上、契約の合理的解釈として、委託代金の返還を認める特約の適用はない

著作権不返還特約・対価返還特約の効果

■ 一般原則

- 権利濫用の禁止(民1Ⅲ)
- 公序良俗違反(民90)・・・学生納付金不返還特約(最判H19.4.3)

■ 契約解除権(民543)

→原状回復(民545)・・・対価の回収、損害賠償

■ 損害賠償請求権(民415、709)

- 現実損害賠償の原則(民416)
- 損害賠償額の予定(民420)
 - 裁判所は増減できない(民420 I 但し書き)
 - 過大な場合は公序良俗違反として無効
・・・写真貸出し事件・東京地判H4.7.2は、返却遅延に対して使用料の5倍支払いの約定に対して、2倍を超える範囲を無効とした。

4. モデル契約条項

■ 一切の著作権の譲渡

「成果物に対するすべての著作権（著作権法27条および28条の権利を含む）は、甲に帰属する。」

■ 著作者人格権の処理

「乙は、甲またはその被許諾者が本件制作物を自由に改変し利用すること、およびその名義または無名もしくは変名にて公表することに同意する。」

■ 原著作物性の保証

「乙は、本件制作物を第三者の著作物または乙の他の著作物に依拠せず、かつ乙単独で作成したものであることを保証する。」

ご静聴、ありがとうございました。